

## 遠野市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に住所を有する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）が、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう支援するための成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）に關すること。
- (2) 審判請求に係る収入印紙代、登記印紙代、診断書料、鑑定料等の経費（以下「審判費用」という。）の負担に關すること。
- (3) 審判請求に基づき選任された民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬の全部又は一部の助成に關すること。

(審判請求の対象者)

第3条 市長が審判請求を行うことができる者は、要支援者であつて、かつ、配偶者若しくは2親等以内の親族がいないもの又はこれらの親族があつても音信不通の状況等にあるもので、市長が本人の保護のために審判請求を行うことが必要と認めるものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を総合的に検討し、審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 要支援者の利害の得失を判断する能力
- (2) 要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 要支援者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否
- (4) 親族等がある場合にあつては、親族等による要支援者保護の可能性及び親族等の次条各号に規定する審判請求を行う意思の有無
- (5) 要支援者の後見登記の有無
- (6) 要支援者の福祉を図るために必要な事情
- (7) その他市長が必要と認める事項

(審判請求の種類)

第4条 市長が行う審判請求の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為に關する審判

- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する行為に関する審判
- (6) 民法第 876条の 4 第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第 876条の 9 第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判  
(審判請求の手續)

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判費用の負担)

第6条 市は、家事審判法（昭和22年法律第 152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判費用を負担する。

(審判費用の求償)

第7条 市長は、要支援者又は関係人が前条の審判費用を負担すべき特別の事情があると認めるときは、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家庭裁判所に対し、成年後見開始の審判費用に係る上申書（様式第1号）により非訟事件手続法第28条の命令に関する申立てを審判請求と併せて行うものとする。

2 市長は、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動により求償権が得られたときは、成年後見開始の審判請求に要した費用の請求について（様式第2号）により当該裁判費用を求償するものとする。

3 市長は、前項の審判費用を求償する際の資料として、審判請求に要した費用の根拠となる領収書その他の書類を保管するものとする。

(審判費用の求償手續等)

第8条 市長は、前条第2項の求償権が得られたときは、家庭裁判所に予納した審判費用の額の確定後、速やかに要支援者又は関係人に対し当該審判費用を請求するものとする。

2 審判費用の納期限は、当該審判の日から起算して2箇月以内とする。

3 審判費用に係る納入通知書は、納期限の30日前までに送付しなければならない。

(成年後見人等の報酬の助成)

第9条 市長は、要支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）に規定する被保護者であるとき。

(2) 資産、収入等の状況から、成年後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用することが困難であると市長が認めるとき。

(助成金の額等)

第10条 前条の規定による助成金の額は、家庭裁判所が当該審判により付与するものとした報酬の額の範囲内で市長が定めるものとし、予算に定める額を限度とする。

(助成金の申込み及び決定)

第11条 助成金の交付を受けようとする者は、遠野市成年後見制度利用支援事業助成金申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、遠野市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)

通知書（様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により助成金の交付の交付を決定したときは、1会計年度ごとに一括して助成金を交付する。ただし、翌年度以降は、次条に定める成年後見人等による報告内容を確認した後に交付する。

（届出の義務）

第12条 助成金の交付の決定を受けた成年被後見人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 要支援者の収入及び資産状況が変化したとき。
- (3) 成年後見人等に対する報酬の額に変更があったとき。
- (4) 成年後見人等に異動又は変更があったとき。
- (5) 成年後見等が終了したとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、第11条の規定により助成を行った要支援者のうち、資産、収入等の状況の変化又は転出若しくは死亡により助成の必要がないと認めたときは、その内容に応じて助成を中止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させる。

- 2 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、その者に対し、その助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第61号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第 号  
年 月 日

盛岡家庭裁判所遠野支部 御中

遠野市長



成年後見等（補助・保佐を含む）開始の審判費用に係る上申書

本市では、 年 月 日付「 年第 号」の事件につき、成年後見等開始の審判の申立にかかる手続費用を負担しております。

つきましては、非訟事件手続法第 28 条により被後見人本人に下記申立て費用の負担を命じていただくよう、お願い申し上げます。

記

1 申立対象者

住所

2 申立人

3 手続費用

内訳	{	申立手数料	円
		登記手数料	円
		郵便切手	円
		診断料	円
		鑑定料	円

4 申立ての理由

本市としては、市の利益のためではなく、地域住民の福祉の立場から、専ら申立対象者本人の利益のために申立て事務を行うものであり、公平の観点から手続費用を「関係人」としての本人に負担してもらうため申し立てるものです。

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に 法第 条に規定する審判の請求を盛岡家庭裁判所  
に行いました件について、非訟事件手続法第 28 条に基づき、遠野市が負担しております費  
用が本人負担となりましたので、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判請求の種類

2 審判請求に要した費用

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 印紙代等       | 円 |
| ア 登記印紙代        | 円 |
| イ 登記記載事項証明書印紙代 | 円 |
| ウ その他郵便切手等     | 円 |
| (2) 診断書第       | 円 |
| (3) 鑑定料        | 円 |
| (4) 登記料        | 円 |
| 合計             | 円 |

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期限 年 月 日

※同封の納入通知書により、金融機関でお納めください。

様式第 3 号(第 11 条関係)

遠野市成年後見制度利用支援事業助成金申請書

年 月 日

遠野市長 様

成年後見人等に対する報酬に関する助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者 (成年被後見人等)	住所	遠野市		
	フリガナ 氏名	印		
	生年月日	年	月	日
上記の成年後見人等	住所			
	フリガナ 氏名(名称)	印		
	電話番号		本人との 関係	
申請の理由				
交付申請額	円 (※報酬付与の審判により決定した額)			
助成開始希望月	年	月		
生活保護 受給の有 無	有	(有の方は次の書類を提出してください) (1) 報酬付与の決定通知書の写し 1通 (2) 生活保護受給証明書 (3) 固定資産証明書		
	無	(無の方は次の書類を提出してください) (1) 預貯金通帳の写し (2) 年金振込通知書の写し (3) 課税証明書 (4) 報酬付与の決定通知書の写し (5) 固定資産証明書 (資産がない証明又は評価額がのったもの) (6) 他の収入の証明書 ( ) (7) 登記事項証明書 (必要とする場合のみ添付)		
振込み希望先 ※振込先は、成年被後見人名義の口座となります。	金融機関名		銀行 金庫 組合	店
	口座番号	普通・当座・その他( )	No.	
	フリガナ 名義人			

様式第 4 号(第 11 条関係)

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



遠野市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

申請者氏名			
後見人等氏名			
助成の種類		(後見人 保佐人 補助人) 報酬	
決定 内容	交付	円 (月額)	
		助成期間	年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月)
		決定理由	
	却下	決定理由	